

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり総合評価一般競争入札を実施する。

平成27年8月21日

富田林市長 多田 利喜

1 入札に付する業務の内容

(1) 業務名称

第一期PFI事業整備等浄化槽保守点検等包括業務

(2) 業務概要

富田林市は、平成17年度からPFI手法による市設置型浄化槽事業を実施しています。この事業は、本市の排水処理対策として、公共下水道と浄化槽の2つの手法を併用して、より早く市域全体の水環境の改善と水洗化を進めようとするもので、平成17年度から平成23年度を第一期PFI事業として整備し、平成24年度から平成34年度までを第二期PFI事業として整備しています。

一方で、整備した浄化槽の保守点検は、第一期PFI事業で整備したものは第一期PFI事業として行い、第二期PFI事業で整備したものは第二期PFI事業として保守点検を行っています。なお、浄化槽清掃はPFI事業とは別に、一般廃棄物処理業者に委託しています。

今般、第一期PFI事業の保守点検業務が平成27年12月に終了することを受けて、第一期PFI事業で整備等した浄化槽の保守点検等を行う業務を開始します。この保守点検業務は、これまでのPFIと同様に事業者の責任管理のもとに保守点検を安定して持続的に行わせるため、作業内容のすべてを明示した通常の委託方式ではなく、市が示す保守点検内容のほか、事業者が独自に利用者サービスを行える長期包括業務とします。

契約期限は第二期PFI事業が完了する平成35年3月31日までとし、受諾者の決定は、価格のほか、事業者の技術力、ノウハウ等を総合的に評価する総合評価一般競争入札にて実施します。

(3) 事業者の業務内容

事業者が行う業務内容は、平成17年度12月から平成23年12月の間に第一期PFI事業で整備した浄化槽並びに同期間に寄付を受け本市が管理している527基の浄化槽の保守点検並びに浄化槽の適正管理に関する業務を行うもので、具体的な

内容については入札説明書を参照願います。

(4) 事業期間

事業期間は、契約の翌日（平成 27 年 11 月を予定）から平成 35 年 3 月 31 日までとする。なお契約の翌日から平成 27 年 12 月 21 日は業務開始に向けた準備期間とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、本市入札参加資格登録済みの単独の企業又は複数の企業や個人事業者で構成する共同企業体（地域 J V 甲型等）とする。
- ② 入札参加者を複数の企業や個人事業者で構成する場合は、構成員による協定を締結の上、代表企業を定め、代表企業が本事業に係る入札手続きを行うとともに事業実施の総括責任者となること。
- ③ 入札参加者は、参加申込時に、構成員の名称及びそれぞれの責任や役割分担等を明らかにすること。
- ④ 入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、業務契約締結後において、市が特別な事由（事故等により適正な保守管理体制を維持できない場合など）があると認めた場合はこの限りでない。
- ⑤ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者又はその構成員となることができない。ただし、業務契約成立後において市が前項により認めた場合、落札者として選定されなかった入札参加者又はその構成員は、落札者の構成員若しくは協力会社として業務に参加することができる。
- ⑥ 共同企業体の構成員を変更する場合は必ず、構成員の名称及びそれぞれの責任や役割分担等を明らかにした書面を市に提出すること。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

入札参加者の構成員は以下の要件をすべて満たさなければならない。入札後に以下の要件を満たさなくなったときは、市はその者の入札行為を無効とし、又は契約の締結を行わず、若しくは解除することができるものとする。協力企業においても同様とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 市の指名停止措置を受けていない者であること。

- ③ 浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）又は水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の違反により過去 3 年以内に罰則を受けていない者であること。
- ④ 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
 - ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て
 - ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立て
- ⑤ 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者、または金銭債務について債権者から仮処分等の申し立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められる者でないこと。
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑦ 「富田林市契約からの暴力団排除措置要綱」（富田林市要綱第 85 号）第 3 条の規定による入札等排除措置を受けていない者であること。
- ⑧ 法人税、消費税及び地方消費税並びに富田林市税に未納の税額がない者であること。

イ 浄化槽の保守点検に関する資格要件等

入札参加者の構成員のいずれかが、大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年大阪府条例第 4 号）第 3 条第 1 項に規定する浄化槽保守点検業の登録を受けていること。

3 入札参加の手続

（1）資格確認書類の提出

入札参加者は、入札参加申出書等資格確認書類を平成 27 年 8 月 31 日から平成 27 年 9 月 11 日（但し土曜日、日曜日を除く）の期間内に提出すること。参加資格確認書類作成の詳細については入札説明書を参照すること。

（2）提案書の提出

入札参加者は、提案書を作成し、平成 27 年 9 月 28 日から平成 27 年 9 月 30 日の

期間内に提出すること。提案書作成の詳細については入札説明書を参照すること。

4 提案審査の方法

(1) 提案書の審査

提案書の審査は、市による資格審査と第一期PFI事業整備等浄化槽保守点検等包括業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査により実施する。詳細は入札説明書を参照のこと。

(2) 落札者の決定等

市は、選定委員会により選定された最優秀提案を提案した入札参加者を落札者と決定する。その決定を入札参加者（代表企業）に書面により通知するとともに、選定委員会の審査講評と併せて市のウェブサイトに公表する。

5 保証金

入札のための保証金は免除する。なお、落札後に、落札者が辞退若しくは業務契約の締結に応じなかった場合は、落札金額（総保守管理価格）の1/100に相当する違約金を市の定める期日までに納めるものとする。

6 その他

入札に関する詳細は入札説明書を参照すること。